

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2026年10月9日	
【会社名】	クラスターテクノロジー株式会社	
【英訳名】	CLUSTER TECHNOLOGY CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安達 良紀	
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号	
【電話番号】	06-6726-2711	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 駒井 幸三	
【最寄りの連絡場所】	大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号	
【電話番号】	06-6726-2711	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 駒井 幸三	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	299,999,777円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	996,677株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」という。)は、2026年10月9日付の取締役会決議によります。
2. 当社と割当予定先であるセイコーエプソン株式会社(以下「エプソン」又は「割当予定先」といいます。)は、2026年10月9日付で資本業務提携(以下「本資本業務提携」という。)に係るパートナーシップ契約書(以下「本資本業務提携契約」という。)を締結しております。本資本業務提携契約の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	996,677株	299,999,777円	149,999,889円
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	996,677株	299,999,777円	149,999,889円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は149,999,888円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
301円	150.5円	100株	2026年10月27日	—	2026年10月27日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は1株あたり150.5円です。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出書の効力発生後、エプソンと当社との間で、本株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 本有価証券届出書による届出書の効力発生後、払込期日までにエプソンとの間で総数引受契約を締結しない場合、第三者割当による新株発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
クラスターテクノロジー株式会社	大阪府東大阪市渋川町4丁目5番28号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社京都銀行 東大阪支店	大阪府東大阪市長栄寺3-1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,999,777円	3,850,000円	296,149,777円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用(弁護士費用など)、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式の発行により調達する資金(差引手取概算額)は、設備資金及び研究開発費に充当予定であり、その具体的な内容の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 生産能力強化を目的とした工場の増改築及び設備増強に係る費用の一部	178	2026年12月～2027年12月
② 出資者より貸与予定の装置を設置するための工場建屋増築及び環境整備工事費	59	2026年12月～2027年7月
③ 共同開発テーマの推進に係る費用の一部	59	2026年10月～2031年8月
合計	296	

- (注) 当社は本株式の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記表中に記載された資金使途に関する詳細は以下のとおりです。

① 生産能力強化を目的とした工場の増改築及び設備増強に係る費用の一部

今後のエプソンへの製品供給数量の増加見通しに伴う生産能力の強化を実行するため、工場の増改築や設備増強が必要であり、当該出資金をその費用の一部に充当します。まず工場の増改築を優先的に実施し、その後、生産能力の拡大に必要な設備投資を段階的に進める方針であります。具体的な内容は現在検討中です。

② 出資者より貸与予定の装置を設置するための工場建屋増築及び環境整備工事費

当社が製造する樹脂材料を効率的かつ安定的に供給するため、エプソンより外観検査装置などを貸与いただくことになっています。それらの装置を設置するため、工場の建屋を増築すると共に電気工事等の環境整備工事、情報漏洩防止のためのエリア囲い等の工事が必要であり、当該出資金をその費用に充当します。具体的な内容は現在検討中です。

③ 共同開発テーマの推進に係る費用

本資本業務提携契約に基づく共同開発テーマ(インクジェットプリントヘッド関連部品をはじめとする高機能部品や次世代材料の開発等)の推進に係る費用に一部充当します。

これらの取組を通じて、エプソンとの取引数量の効率的かつ安定的な拡大を目指します。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

2026年10月9日現在

a. 割当予定先の概要	名称	セイコーエプソン株式会社	
	本店所在地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第84期(自2025年4月1日至2026年3月31日) 2026年6月24日に関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社樹脂製品の主要取引先です。	

(2) 割当予定先の選定理由

エプソンは、長期ビジョン「ENGINEERED FUTURE 2035」のもと、「省・小・精」の技術を核に、パートナーとの共創による社会課題の解決と新たな価値創出を目指しています。中でも、インクジェットプリントヘッドを技術の核とするインクジェットソリューションズ事業を成長領域と位置付け、技術革新や新たな事業機会の創出に向けた出資や共同開発を推進するため、3年間で50億円規模の投資を計画しています。

一方、当社は「日々新たに、社会に役立つ」という経営理念のもと、独自の樹脂複合材料技術を強みとして、映像機器分野、OA機器分野、産業機器分野、レジャー分野などに向けた高機能樹脂製品を提供しております。材料開発から金型設計、成形、組立までの一貫生産体制を構築し、幅広い産業分野のものづくりを支えています。また、現中期経営計画(2025年3月期～2027年3月期)においては、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業の強化を重点施策として掲げ、既存事業の収益力向上に加え、新材料・新用途の開発による事業領域の拡大を推進することで、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。特に、産業機器分野における生産体制の強化、研究開発投資等を推進するためには、継続的な資金需要への対応と財務基盤の強化が重要であると考えております。本第三者割当増資により自己資本を充実させることで、財務健全性の向上を図るとともに、今後の成長投資を機動的に実施できる体制を構築するものであり、当社の資本政策及び中長期的な経営戦略に合致するものと考えております。

本第三者割当増資により新株式が発行されることから、既存株主の持株比率及び議決権比率について一定の希薄化が生じます。一方で、本調達資金を活用してナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業の成長投資及び事業基盤の強化を図ることにより、中長期的な収益力及び企業価値の向上が期待されることから、本件による希薄化の影響は合理的な範囲内であり、既存株主の利益向上に資するものと判断しております。また、当社の企業規模等を勘案しますと、公募増資による十分な調達額の確保には不確実性があること、株主割当は手続・期間・コストの面で負担が大きいこと、新株予約権は調達金額及び調達時期が株価動向に左右されること、借入金は財務レバレッジの上昇につながることなどを総合的に勘案し、必要資金を確実かつ迅速に調達できるとともに、割当予定先との関係強化も可能である本第三者割当増資が、当社及び既存株主の利益に資する最善の手法であると考えております。本資本業務提携は、単なる資金調達にとどまらず、割当予定先との中長期的な協業関係の強化及び共同開発の推進を目的としていることから、本第三者割当増資が最も適切な手法であると判断いたしました。

エプソンは、当社にとって数年来の主要取引先の一社であり、これまでも継続的な取引及び情報交換を行ってまいりました。両社間の取引規模は年々拡大しており、当社は、エプソンを当社が注力するナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業の成長において重要なパートナーとして位置付けております。こうした継続的な取引関係を通じて、当社のコア技術である樹脂複合材料の開発力及び量産対応力が、エプソンの成長戦略の中核を担うインクジェットプリントヘッド関連部品をはじめとする高機能部品や次世代材料の開発を推進し、インクジェット技術のさらなる高度化と新たな用途展開に貢献できることを相互に確認してまいりました。さらに、両社の事業戦略や今

後の協業の在り方について協議を重ねる中で、資本業務提携により高い相乗効果が期待できるとの認識で一致いたしました。

当社は、両社の連携をより強固なものとし、長期的な協業によるシナジー効果を最大化するためには、エプソンに当社株式を一定数保有いただくことが有効であり、当社の企業価値向上並びに両社の持続的な成長に資するものと判断いたしました。このような判断のもと、当社はエプソンとの本資本業務提携契約を締結するとともに、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

本資本業務提携実施においては、第三者割当の方法により996,677株(議決権割合(※)14.91%)をエプソンに対して割当てます。割当株式数及び本資本提携の方法については、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金需要を充足すること、エプソンとの十分な提携効果実現のための資本関係の構築、及び既存株主の皆様への希薄化影響の最小化を総合的に判断し、上記数量の第三者割当てによる新株式発行とすることといたしました。

結果として、エプソンによる当社の所有議決権数の割合が14.91%となり、新たに主要株主となります。なお、割当予定先からの役員派遣の予定はございません。

(※) 議決権割合については、本第三者割当後の発行済株式総数に対する所有議決権数(2026年3月31日現在の議決権数(56,895個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(9,966個)を加算した66,861個)に対する割合であります。

本資本業務提携の概要は以下のとおりです。

- ① エプソン製品向け部品の長期安定供給を目的とした、当社の供給体制強化活動
- ② エプソンの情報関連機器等に関する技術と、当社の樹脂複合材料並びに成形加工等に関する技術による、製品化を目的とした共同開発などの連携
- ③ その他、両社協議のうえ合意した協業または共同開発

上記業務提携内容に応じて、当社は以下の役割を担います。

- ・樹脂複合材料並びに成形加工等に関する継続的な技術開発
- ・エプソン製品向け部品の長期安定供給、及びエプソン製品の競争力強化に向けた取り組み
- ・その他、前各号に付随する役割

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 996,677株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。当社は割当予定先より、払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2026年6月24日に関東財務局長に提出した第84期有価証券報告書における連結財政状態計算書により、本第三者割当増資の払込みについて十分な現金及び現金同等物、並びにその他流動資産を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、エプソンが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2026年6月30日)に記載されている「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社普通株式に譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の払込金額は、資本業務提携の相手方である割当予定先と協議・交渉を経た上で、301円と決定いたしました。

当該払込金額は、本第三者割当増資の決定に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(2026年10月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。取締役会決議日前日の終値を採用した理由について、当該株価が直近の市場取引を通じて形成された公正な市場価格であり、現時点における当社の客観的な企業価値を合理的に示すものと判断したためであります。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであって、当社としては、割当予定先に特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

なお、上記払込金額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月(2026年9月9日から2026年10月8日)間の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均である307円に対し1.95%のディスカウント、本取締役会決議日の直前3ヶ月(2026年7月9日から2026年10月8日)間の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均である314円に対し4.14%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間(2026年4月9日から2026年10月8日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である335円に対し10.15%のディスカウントとなっております。当社は当該ディスカウント率も踏まえた上で、前記のとおり当該払込金額は合理的かつ相当な水準にあるものと判断しております。

また、2026年10月9日付の本第三者割当増資に係る取締役会決議に際して、当社監査等委員会(3名、うち社外監査等委員2名)は、当該払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるとして、「特に有利な発行価額」には該当せず、適法かつ妥当である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量並びに株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資において割り当てる当社株式の数は996,677株(議決権数9,966個)の予定であり、その希薄化率は、2026年3月31日現在の発行済株式総数5,692,800株(2026年3月31日現在の総議決権数56,895個)に対して17.51%(議決権比率17.52%)となり、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資及びこれを通じた割当予定先との資本業務提携により、割当予定先が有する装置等を活用することで、早期の生産能力増強効果を享受できるものと考えております。また、本第三者割当増資により調達した資金を活用し、工場建屋の増築や環境整備工事等の成長投資を迅速かつ着実に実行するとともに、製品化を目指した共同開発その他の事業連携を推進することで、事業基盤の強化及び収益機会の拡大を図ってまいります。

これらの施策を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主利益の増大に資するものと判断しており、本第三者割当増資による既存株主の皆様の持分の希薄化については、その影響を踏まえても合理性が認められるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	—	—	996,677	14.91
河野 信夫	広島県廿日市市	274,000	4.82	274,000	4.10
大熊 崇	埼玉県北足立郡	270,000	4.75	270,000	4.04
安達 良紀	奈良県生駒市	235,800	4.14	235,800	3.53
関 誠	岩手県盛岡市	230,000	4.04	230,000	3.44
小西 恭彦	京都府京都市上京区	202,000	3.55	202,000	3.02
安達 俊彦	茨城県久慈郡	165,000	2.90	165,000	2.47
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	151,897	2.67	151,897	2.27
長瀬産業株式会社	大阪府大阪市西区新町1丁目1-17	80,000	1.41	80,000	1.20
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	77,400	1.36	77,400	1.16
土屋 定正	長野県下高井郡	70,200	1.23	70,200	1.05
計	—	1,756,297	30.87	2,752,974	41.17

(注) 1. 所有株式数、及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の議決権数(56,895個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(9,966個)を加算した66,861個に対する割合であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第35期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年10月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年10月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第35期、提出日2026年6月30日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年10月9日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2026年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、安達良紀、藤田雅之、駒井幸三、安達俊彦の4氏を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、後藤史郎、松本茂、原哲朗の3氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く)4名選任の件					
安達 良紀	27,765	4,901	159	(注)1	可決 (85.0%)
藤田 雅之	28,037	4,629	159		可決 (85.8%)
駒井 幸三	27,084	5,582	159		可決 (82.9%)
安達 俊彦	27,943	4,723	159		可決 (85.5%)
第2号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件					
後藤 史郎	28,237	4,500	88	(注)1	可決 (86.3%)
松本 茂	28,195	4,542	88		可決 (86.1%)
原 哲朗	27,740	4,997	88		可決 (84.7%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第3 最近の業績の概要

第36期中(自 2026年4月1日 至 2026年9月30日)における経営成績の概要につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月30日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月30日

クラスターテクノロジー株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

川崎 覚史

指定社員
業務執行社員

公認会計士

加藤 茂洋

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクラスターテクノロジー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラスターテクノロジー株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関東工場における原価計算の正確性 参照する財務諸表の注記事項 ・該当なし	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は当事業年度の損益計算書上、売上原価を751,710千円、貸借対照表上、棚卸資産173,517千円を計上し、そのうち、関東工場の売上原価は672,614千円、棚卸資産は137,206千円である。 前事業年度より、関東工場の棚卸資産について、会計・販売・生産データを各システムから取り込み、自動で計算を行う原価計算システムを構築しており、棚卸資産の原価計算プロセスにおいて利用する情報は、会計データ・販売データ・材料入出庫記録・工数データ・電力使用量等と多岐に渡る。 原価計算システムで採用する計算ロジックは前事業年度から変更はないが、各システムからの情報取込みを行うことから、システム入力情報の網羅性・正確性が担保されない場合や、システム間の情報連携や計算ロジックが意図したとおりでない場合には、正確な原価計算が行われない可能性がある。 また、システム設定の誤りを看過した場合には、計算誤りが継続的に発生することから棚卸資産の金額に与える影響は大きくなる可能性がある。 以上から、関東工場における原価計算の正確性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は原価計算の正確性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ・ 原価計算に関連する基礎データの登録に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。特に、生産システムへの入力に関し、新規利用者への教育研修及び適切な管理者による承認が継続的に行われていることを確認した。 ・ ITに係る全般統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 (2) 原価計算の正確性 ・ 採用する計算ロジックについて、システム責任者へのヒアリングにより、前事業年度からの変更点の有無を確認した。 ・ 会計方針に従った算定結果であるか確かめるために、サンプルによる再計算を実施した。 ・ 当事業年度に発生した労務費及び経費が網羅的に原価計算へ反映しているか確かめるために、会計データとの整合性を確認した。 ・ 入庫数量及び工数データが網羅的かつ正確に原価計算へ反映しているか確かめるために、生産管理システムと原価計算システムの入庫数量及び工数が整合していることをサンプルにより確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クラスターテクノロジー株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、クラスターテクノロジー株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。